

横浜市会議員

## 月刊・伊藤ひろたかの

## 1分でわかる市政レポート



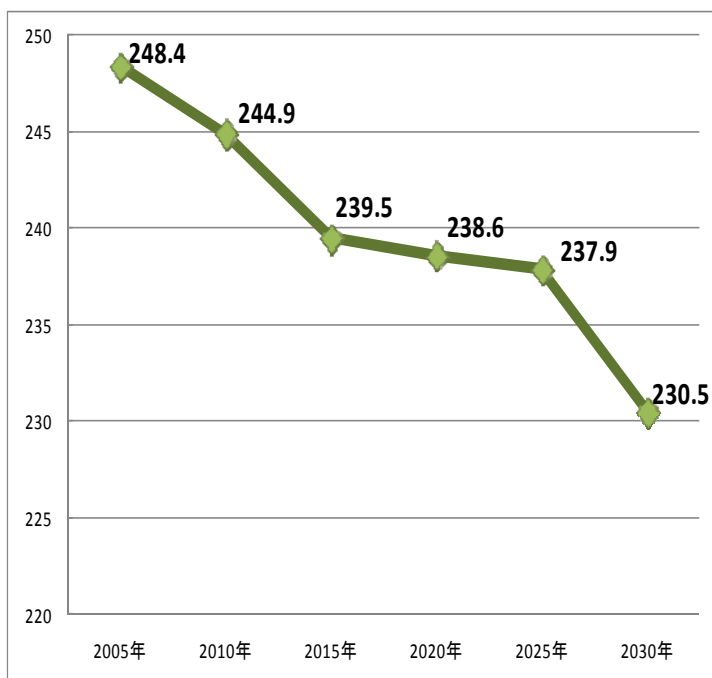
伊藤ひろたか事務所 〒226-0003 緑区鴨居3-3-2 川端ビル1F ホームページ: <http://hiro-chan.net>  
 TEL & FAX 935-7850 e-mail: [voice@hiro-chan.net](mailto:voice@hiro-chan.net)(PC) [hero1001@ezweb.ne.jp](mailto:hero1001@ezweb.ne.jp)(携帯)

## 横浜をもっと豊かな街に、都市に！

これからの豊かさとは何か。そろそろ、その答えを私たち日本人は見つけなければいけない時期に来ているように思います。本年の市政レポートでは、「豊かな街、横浜。豊かな都市、横浜」を合言葉に、議会報告に加えて、各分野における政策提言を行っていきたいと思います。本年もどうぞ、よろしくお願いします。

**日** 本経済が戦後一貫して右肩上がりだった時代、働けば働くほどお給料が増えた時代の成功体験を、政治も行政も社会もまだ忘れられないのが現状です。しかし、現実とは異なる方向にどんどん進んでいます。今こそ、新しい価値観を発信し、「物心両面で真に豊かな生活」を横浜で実現していきたいと考えています。

**ま** ず、下のグラフをご覧ください。グラフの数字が何を表わすものなのか、即座に分かった方はかなりの横浜通です。



**こ** れは15歳～64歳の生産年齢人口の推移（将来推計を含む）です。大雑把に言えば労働力であり、納税力です。横浜市でさえ、既に生産年齢人口は減少に転じており、今後20年で約15万人の減が見込まれています。

**生** 産年齢人口の減少から明確に言えること。それは、横浜市に税収は基本的には減少していくということ。もっとストレートに言えば、横浜市が現在展開する行政サービスの一部は近い将来、廃止や縮小しなければいけないものが出てくるということです。このダメージを可能な限り抑えるために、企業誘致が大変重要な施策であることは2009年3月号市政レポート「企業と観光で横浜を救う」で主張した通りです。

**廠** しい状況ではありますが、それでも横浜市は、観光地としての側面があったり、企業が集積していたり、市民の平均所得が高かったり、と他の自治体に比べて格段に恵まれた環境にあります。だからこそ、将来につながる希望の種を今のうちに蒔いておくべきです。教育や子育て、公共交通、街作りなど私が考える重要施策を順次、市政レポートで取り上げる予定です。

# 学校給食費は誰のもの？



## 略歴

1977年生 32歳  
2002年 早稲田大学大学院  
理工学研究科修了

2002年 日経BP社入社  
主に知的財産、環境、ITなどを  
記者として取材

2007年 横浜市議会選挙  
2008年 マニフェスト大賞  
最優秀アイデア賞  
受賞  
2009年 マニフェスト大賞  
最優秀成果賞  
ノミネート

無所属クラブ 副団長  
資源循環・環境創造委員会  
委員  
大都市行財政度特別委員会  
委員

**小** 学校における給食費の未納問題が横浜市にも存在します。滞納額は年額で約3000万円（対象者：1437人、未納者率：0.75%）で、神奈川県全体の5割近くを占めます。ほぼ、人口に比例した額と言ってもいいでしょう。横浜市は去年、支払い能力があるのに1年以上も給食費を支払わない保護者を対象に法的措置に踏み切ることになりました。

**支** 払わない保護者の存在が問題だと私は思います。こういったモラルの低下が全体の制度をおかしくしてまいります。ですから、滞納問題は解決していかなければいけない問題です。

**た** だ、この問題、難しいのは給食費を徴収しているのは、横浜市ではなくPTAだという点。つまり、給食費の未納者に対して、支払いを求める権利（債権）を有しているのは、保護者な

のです。本来、横浜市は債権者にはなりえないのです。

**こ** の状態で横浜市は支払いを求める訴えを提起し、勝訴しました。さて、どうなるのでしょうか。勝訴しましたから、「公金」として収納されます（本当は公金ではないのですが、公金で受けるしか方法がありません）。

**仮** 受金として受け入れるのか、あるいは雑入として扱うのか。技術的には難しい問題です。しかも公金として受け入れた後、それを学校の私会計に繰り出さなければいけないのですが、どうするのでしょうか。公金を私会計に移すのも、難しい処理です。

**要** は他自治体のように給食費会計（公会計）を作れば、横浜市が債権者になりますから、堂々と訴えも提起できますし、督促も可能になります。公会計の設置に向けた条例の提案も視野に、今後、改善を図っていきたいと思います。



## 次号(2月号)予告

### 地方議員が条例を提案する意味

昨年の12月議会では、2本の議員提案条例を議会に対して提出しました。地方議員の立ち居振る舞いを規定する地方自治法において、私たち地方議員には「条例制定権」が与えられています。

ところが長らく、地方議員が条例を提案するケースはほとんどありませんでした。それはなぜだと思いますか？

次号、2009年2月号市政レポートでは、昨年議会に提出した2本の議員提案条例の中身と、議会での取り扱いの経緯を報告します。合わせて、地方議員が条例を提案すると、どのような効果が期待できるのか、分かりやすくお伝えしたいと思います。

